原宿二丁目憲章

- 1 わがまちルールの名称 原宿二丁目憲章
- 2 適用する位置及び区域

渋谷区神宮前三丁目1番から6番、9番から17番まで 及び神宮前四丁目1番から11番、13番から19番、21番から24番まで ただし、神宮前三丁目1番、三丁目6番の一部を除く (原宿二丁目町会区域、以下原宿二丁目地区という)

3 適用する期間令和8年3月31日まで

4 策定する理由

近年、原宿二丁目地区においては、経済状況の劇的変化により、大規模な未利用地が 点在しています。将来、これら未利用地が開発される場合に、地域の良好な環境を保全する ことが、大きな課題です。

このことから、由緒ある佇まいを大切にして、将来にわたり安心して住み続けられるまちづくりを目指すために、原宿二丁目憲章を策定します。

- 5 原宿二丁目憲章の目標と方針
 - (1) 原宿二丁目地区は、歴史と文化に培われた品格ある街並みを保全し、豊かな緑に囲まれた良好な生活環境を維持していきます
 - (2) 原二本通りは、良好な地域環境に調和した健全な商店街を形成していきます。
- 6 原宿二丁目憲章の内容
 - (1) 文教地区を遵守し、高齢者から子どもまでが安心して住める生活環境を守ります。
 - (2) 緑豊かな美しい街並みをつくります。
 - (3) 洗練された個性あふれる商店街の形成を目指します。
 - (4) 町会・商店会の諸活動に参加し、地域のコミュニケーションの活性化に努めます。
 - (5) 地域の軸を形成する道路では、歩行者空間の確保に努め、交通安全の向上に寄与します。

- (6) 自助、共助、危機意識の向上と組織化を図り、災害に強い街をつくります。
- (7) まちの美化と衛生保持、防犯に努め、安心安全なまちづくりを進めます。
- (8) 町にふさわしくない事業や反社会的な施設を禁止します。

7 運用会議

(1) 運用会議の設置と構成メンバー

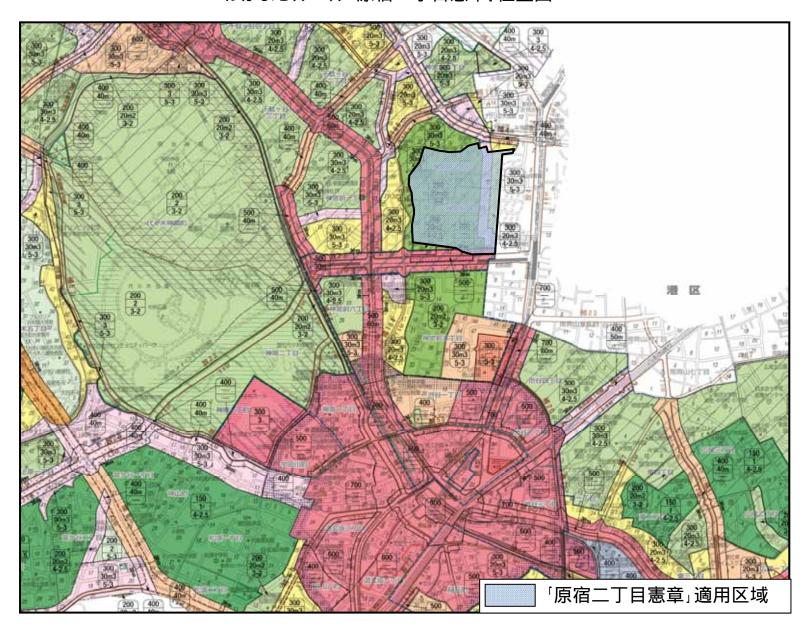
このルールを実効性あるものとするための運用会議を、原宿二丁目町会の専門部会として設置します。

- (2) 運用会議の役割
 - ① 敷地面積500㎡以上の工事など地域環境全体への影響が大きい行為をなす事業者と当該地域住民との合意形成の促進
 - ② ルールの周知徹底、特に新規入居者及び開業者への説明と協力要請
 - ③ 住環境阻害実態の点検
 - ④ ルール遵守実効性の点検と評価
 - ⑤ 地区計画等への要望及び関係する諸行政機関や専門家への協力要請
 - ⑥ まちの課題への対処とそれに伴うルール改正の検討
 - ⑦ その他、運用会議に必要な事項の検討

8 運用の細目

運用に係わる細目は別途定めます。

わがまちルール「原宿二丁目憲章」位置図



わがまちルール「原宿二丁目憲章」区域図

